

次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定について

1 概要

- ・現在の「北九州市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）と、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（教育振興基本計画）」（以下「教育プラン」という。）の計画期間が、共に今年度末で終了する。
- ・こども基本法を踏まえて子どもの意見を聴取し、今後策定される「市の新ビジョン」とも歩調を合わせながら、次期教育大綱及び教育プランの策定を進める。

教育大綱・・・市長が、教育等の目標・施策に関する根本的な方針について、「総合教育会議」の場で教育委員会と協議・調整した上で定めるもの（地方教育行政法）
教育プラン・・・教育大綱を踏まえ、教育の基本的な計画（教育振興基本計画）として教育委員会が定めるもの（教育基本法）

2 次期教育大綱及び教育プランの方向性（案）

現在の小・中学生が社会に出る2040年を見据え、社会全体の課題（グローバル化・DX等）や、教育に関わる各主体（子ども・教職員等）が抱える課題に対して、教育のミッションと時代の要請を踏まえながら取り組み、未来人材を育成するための基本的な方向性と、それを実現するための重点的な取組を示す。

【計画期間】

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間

<イメージ>

◆基本的な方向性

ひとりひとりの子どもが主人公の学びの実現

◆重点的な取組

- ・子どもの意見を尊重し、誰一人取り残さない学び・先端的な学びを充実する
- ・子どもたちの違いを理解し、可能性を引き出し、失敗を恐れずにチャレンジする力を養う
- ・教職員や企業・地域が連携して、それぞれのポテンシャルを発揮する

3 スケジュール（案）

